

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び人数の状況

(1) 採用及び退職の状況（28年度）

区分	採用者数		退職者数	【参考】29年4月1日採用者数
	H28.4.1	H28.4.2～ H29.3.31		
人数	151(6)	3(0)	161	101

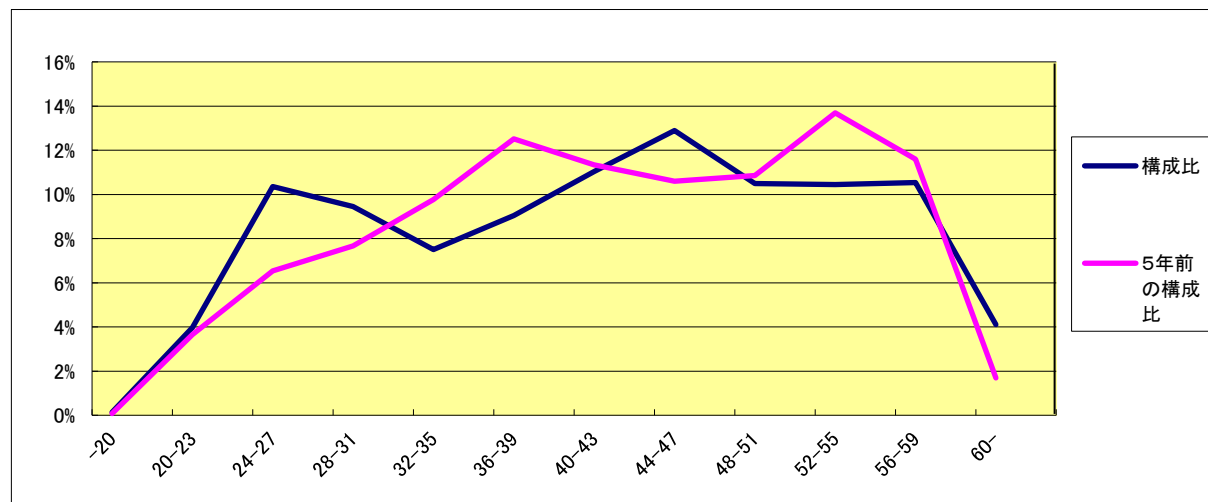
(注) ()内は地方公務員法第28条の5の規定に基づく再任用短時間勤務職員数です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分 部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成29年	平成28年			
普通会計部門 一般行政部門	議会	15	15	0	
	総務	379	421	△ 42	国体推進局の廃止
	税務	117	115	2	被災地への職員派遣等の増
	民生	298	312	△ 14	保育園の民間委譲
	衛生	192	197	△ 5	ごみ焼却運転業務委託
	労働	3	3	0	
	農林水産	69	68	1	第1次・第2次及び第3次産業の連携施策の推進
	商工	37	36	1	新産業等用地整備
	土木	249	249	0	
	計	1,359	1,416	△ 57	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.54 人
教育部門	362	363	△ 1	城内小学校閉校に伴う減	
小計	1,721	1,779	△ 58	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.94 人	
会計営企業等部門	病院	219	218	1	診療体制充実に伴う医師の増
	上下水道	200	199	1	水利権更新に係る増
	その他	71	72	△ 1	被災地への職員派遣等の減
	小計	490	489	1	
合計	2,211 [2,274]	2,268 [2,328]	△ 57 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.72 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。ただし、地方公務員法第28条の5の規定に基づく再任用短時間勤務職員は除きます。
2 []内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
構成比	0.14%	3.98%	10.36%	9.45%	7.51%	9.05%	11.04%	12.89%	10.49%	10.45%	10.54%	4.12%	100%
職員数	人 3	人 88	人 229	人 209	人 166	人 200	人 244	人 285	人 232	人 231	人 233	人 91	人 2,211

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成27年4月1日～平成32年4月1日における定員管理の数値目標

平成27年4月1日 職員数	平成32年4月1日 職員数	純減数	純減率
2,251 人	2,123 人	128 人	5.7 %

(参考)盛岡市定員管理計画における数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成28年4月1日	平成32年4月1日	東日本大震災の被災地派遣分を除き、類似団体(中核市)の平均程度の職員数を基本とし、平成27年4月1日現在の職員数(2,251人)を基準とし、5.7%減員。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	27年	28年	27年～28年	(参考) 数値目標
		基準年	1年目	計	
一般行政	増員		9	9	
	減員		8	8	
	差引		1	1	
	職員数	1,398	1,399	—	
教 育	増員		0	0	
	減員		8	8	
	差引		△ 8	△ 8	
	職員数	371	363	—	
公営企業 等 会 計	増員		7	7	
	減員		1	1	
	差引		6	6	
	職員数	482	488	—	
計	増員		16	16	
	減員		17	17	
	差引		△ 1	△ 1(0.8%)	
	職員数	2,251	2,250	—	
					△ 128

- (注) 1 計画期間は、28年～32年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示したものです。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示したものです。
 4 各年の欄の実績値は規則定数です。

2 人事評価の状況

当市では、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から職員の能力評価及び業績評価に基づく人事評価制度を実施しています。

対象職員	一般職の職員(臨時・非常勤職員を除く)	
評価期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
評価方法	能力評価	評価項目及び着眼点について、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価します。
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度及び当該業務目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価します。
評価結果の活用	評価結果を被評価者の任用及び給与に反映させるほか、人材育成に活用しています。	

3 給与の状況

(1) 人件費の状況

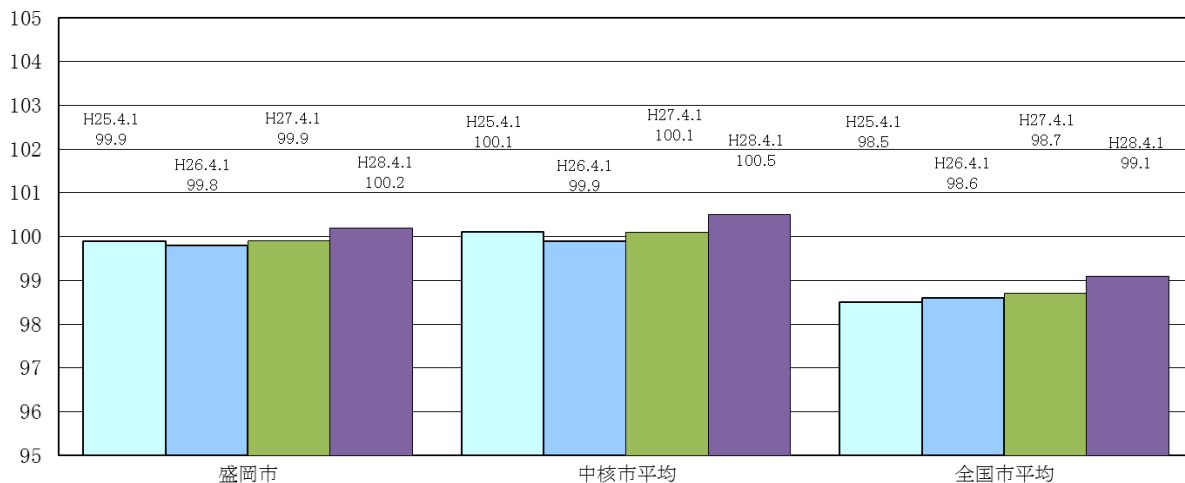
区分	住民基本台帳人口 (平成28年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	292,014	111,524,298	1,279,631	15,886,314	14.2	15.1

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	1,779	6,734,337	1,456,079	2,593,701	10,784,117	6,062

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は平成29年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成29年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
盛岡市	41.6 歳	312,232 円	381,442 円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
盛岡市	48.8 歳	253 人	327,598 円	355,844 円
うち用務員	49.3 歳	83 人	331,877 円	357,200 円
うち清掃職員	50.3 歳	34 人	334,706 円	383,135 円
うち学校給食員	47.8 歳	81 人	319,283 円	342,189 円
うち自動車運転手	50.0 歳	27 人	337,580 円	374,111 円

ウ 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
盛岡市	44.4 歳	395,067 円	455,993 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		盛岡市
一般行政職	大学卒	179,800 円
	高校卒	147,400 円
技能労務職	高校卒	144,800 円
	中学卒	132,900 円
教育職（高等学校教育職）	大学卒	201,300 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成29年4月1日現在）

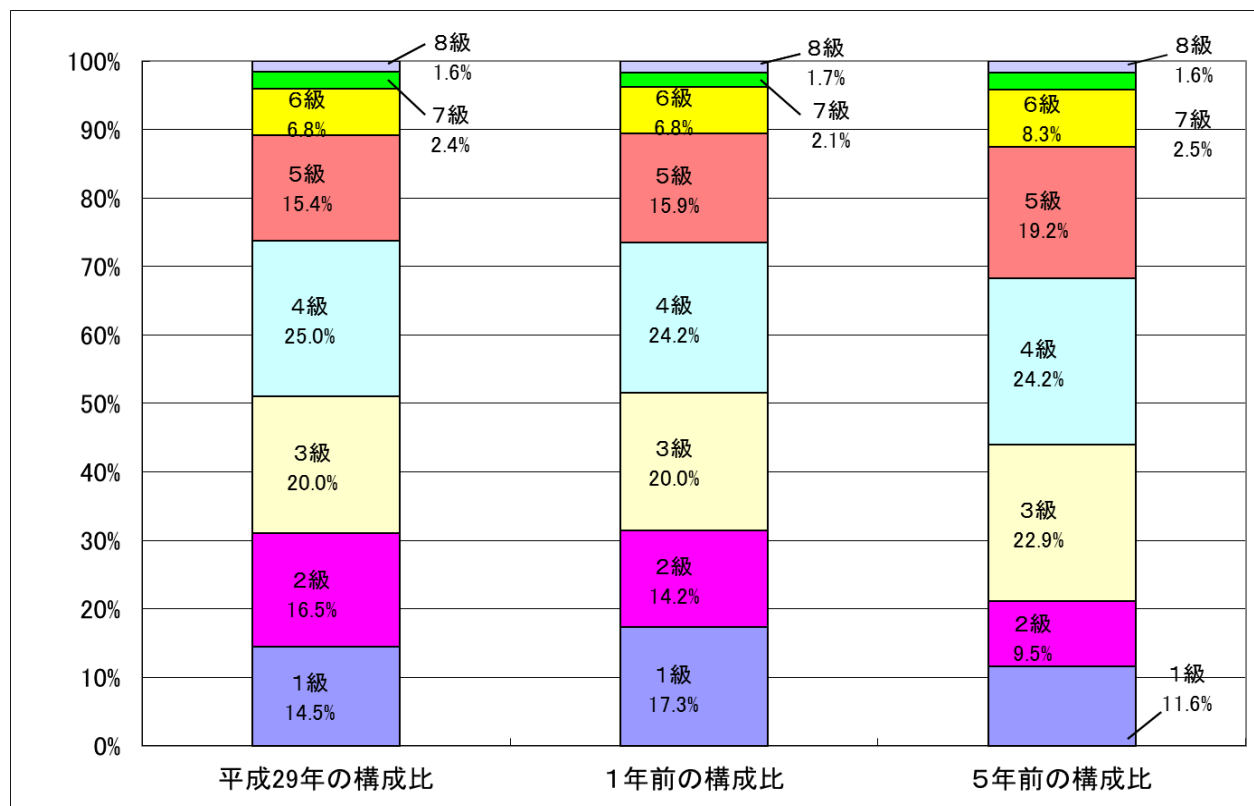
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,436 円	355,280 円	375,594 円	398,481 円
	高校卒	229,657 円	326,960 円	349,511 円	373,075 円
技能労務職	高校卒	- 円	295,671 円	312,283 円	324,317 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	320,538 円
教育職（高等学校教育職）	大学卒	314,895 円	401,349 円	423,176 円	443,650 円

（注）技能労務職（高校卒）の経験年数10年及び技能労務職（中学卒）の経験年数10年・20年・25年の該当者はいません。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事，技師	159	14.5%
2 級	主事，技師	181	16.5%
3 級	主任，主査	220	20.0%
4 級	主査，係長	251	22.8%
5 級	副主幹，室長，課長補佐	169	15.4%
6 級	課長，主幹	75	6.8%
7 級	次長，参事	26	2.4%
8 級	部長，監	18	1.6%
合 計	-	1,099	100.0%

（注）1 盛岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

盛岡市	
1人当たり平均支給額（平成28年度）	
1,489 千円	
（平成28年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分
(1.45) 月分	(0.8) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階，職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～20%	

(注) ()内は，再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

盛岡市		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
1人当たり平均支給額	3,318 千円	22,058 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は，前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		3,733 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		1,244,240 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
盛岡市	0 %	0 人	0 %
東京都特別区	20.0 %	2 人	20 %
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16.0 %	1 人	16 %

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		26,771 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		89,235 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		17.3 %	
手当の種類（手当数）		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
賦課徴収手当	<ul style="list-style-type: none"> ・納税課又は健康保険課に勤務し、市税徴収事務に従事した職員 ・市税又は市税外歳入の賦課のための調査、評価、検査等又は徴収に関する事務(上記を除く)で庁外で行うものに従事した職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・市税徴収事務 ・市税又は市税外歳入の賦課のための調査、評価、検査等又は徴収に関する事務(上記を除く)で庁外で行うもの 	0
社会福祉業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所に勤務し、社会福祉法第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う職員及び同項第2号に規定する現業を行う職員 ・障害者に対する支援等に関する業務で庁外で行うものに従事した身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法による行旅死亡人の措置作業又は墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項の規定による火葬に直接従事(火葬場に勤務する職員を除く)した職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護者に対する面接、調査、生活指導等に関する業務 ・障害者に対する支援等に関する業務で庁外で行うもの ・行旅病人及行旅死亡人取扱法による行旅死亡人の措置作業又は墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項の規定による火葬に直接従事(火葬場に勤務する職員を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日400円 ・1日400円 ・1件2,600円
清掃業務手当	資源循環推進課及び清掃事業施設(クリーンセンター、収集センター、リサイクルセンター及び玉山廃棄物処分場)に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却、ごみ埋立又はごみ破砕業務に直接従事 ・ごみの収集及び運搬業務に直接従事 ・ごみ処理施設に付設された汚水処理施設の槽内における清掃作業及び故障による機械の分解作業で、市長が指定するものに直接従事 ・ごみ焼却施設の炉内の清掃作業並びにごみ埋立施設の破砕機内の清掃作業及び故障による機械の分解作業で、市長が指定するものに直接従事 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日400円（三交代制勤務職員は、1勤務450円） ・1日240円 ・1日700円 ・1日650円
土木作業手当	道路管理課に勤務する職員	道路の整備作業に直接従事	1日190円
動物飼育手当	動物の飼育業務に従事する獣医師	動物の飼育業務	1日520円
特殊自動車運転手当	道交法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車の運転に従事した職員	道交法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車の運転に従事	1日350円（作業時間が4時間未満の場合は、1日210円）
土地買収等交渉手当	土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉（国、地方公共団体等との交渉を除く）に従事した職員	土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉（国、地方公共団体等との交渉を除く）に従事	1日330円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での測量、調査又は工事の監督の作業に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での測量、調査又は工事の監督の作業に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・30メートル以上の高所における作業 1日240円（作業時間が4時間未満1日150円） ・10メートル以上30メートル未満の高所における作業 1日160円（作業時間が4時間未満1日100円）
坑内作業手当	道路建設課、河川課若しくは玉山事務所又は玉山総合事務所建設課に勤務する職員	トンネルの坑内で掘削作業又は工事の監督、検査等に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・1日360円（作業時間が4時間未満1日210円） ・圧搾空気内で作業を行った場合1時間160円）

防疫等作業手当	(1)感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症，狂犬病予防法に規定する狂犬病，家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾患及び検疫法に規定する検疫感染症をいう。）の患者等の救護，感染症等の病原体に汚染された物件等の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜等に対する防疫作業に従事する職員	(1)感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症，狂犬病予防法に規定する狂犬病，家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾患及び検疫法に規定する検疫感染症をいう。）の患者等の救護，感染症等の病原体に汚染された物件等の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜等に対する防疫作業に従事	日額	350円
	(2)狂犬病予防法の規定に基づく犬の捕獲又は犬の処分の作業に従事する職員	(2)狂犬病予防法の規定に基づく犬の捕獲又は犬の処分の作業に従事	日額	380円
	(3)在宅結核患者に対する訪問指導に従事する職員	(3)在宅結核患者に対する訪問指導に従事	日額	300円
	(4)動物の愛護及び管理に関する条例（岩手県条例）の規定に基づく犬の捕獲，犬の処分又は犬の薬殺の作業に従事する職員	(4)動物の愛護及び管理に関する条例（岩手県条例）の規定に基づく犬の捕獲，犬の処分又は犬の薬殺の作業に従事	日額	380円
と畜検査手当	と畜場法に基づく検査作業に従事すると畜検査員である職員	と畜場法に基づく検査作業に従事	日額	520円
精神保健福祉業務手当	障がい福祉課，保健所又は玉山総合事務所健康福祉課に勤務する保健師で，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導等で，精神障害者を訪問する業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導等で，精神障害者を訪問する業務に従事	日額	300円
衛生検査業務手当	保健所に勤務し， (1)病理試験及び細菌検査に従事する職員 (2)化学的試験又は検査に従事する職員	病理試験及び細菌検査に従事	日額	520円
		化学的試験又は検査に従事	日額	260円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	664,134 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	395 千円
支給実績（平成27年度決算）	736,666 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	439 千円

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者10,000円，子1人当り8,000円，父母等1人当り6,500円） ※年齢等による加算あり	同じ	—	178,830 千円	224,943 円
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（月額：27,000円以内）	同じ	—	138,872 千円	286,334 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し，又は自動車等を使用している職員（片道2キロメートル未満を除く）に支給。（月額：運賃相当額が55,000円までは全額，交通用具使用者は35,500円以内。）	異なる	自動車等使用者の支給距離区分と手当月額	123,863 千円	65,191 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し，やむを得ず配偶者と別居し，単身で生活することとなった職員等で，異動前の住居から勤務所までの距離が60Km以上の者に支給。（月額：23,000円，距離により加算有り）	異なる	距離区分及び月額	4,128 千円	375,273 円

特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する勤務所に勤務する職員に支給。(給料月額及び扶養手当額の合計×12/100以内)	異なる	国では6級地(25/100)まで指定しているが、市は3級地(12/100)までである。	2,850 千円	189,996 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した職員に支給。(1時間:勤務1時間当たりの給与額×135/100)	同じ	—	21,685 千円	42,829 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給。(1時間:勤務1時間当たりの給与額×25/100)	同じ	—	4,249 千円	121,498 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、若しくは災害への対処その他の緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給。(勤務1回: 4,000円～18,000円)	異なる	国では4,300円～	93 千円	15,500 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。(月額:93,700円以内。)	異なる	職務級に応じた手当月額	113,187 千円	870,670 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで、庁舎や設備等の保全を目的とする勤務を行った場合に支給。(勤務1回:5,800円)	異なる	国では4,200円	0 千円	0 円
寒冷地手当	基準日(11月から3月までの各月の初日)に在職する職員(東京事務所に勤務する職員を除く)に支給。(月額:7,360円～17,800円)	同じ	—	111,464 千円	62,974 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で住所又は居所を離れて滞在することを要するものに対し支給。(日額:3,970円～6,620円)	同じ	—	0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当 教職調整額	盛岡市立高校、盛岡市立幼稚園の教員に支給。(月額:15,900円以内)	—	—	4,412 千円	63,939 円

(注) 支給実績等の額は、派遣団体先が支給すべき給与を立替払いした分も含んでいます。

(9) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	
市長	1,138,000 円
副市長	882,000 円
報酬	
議長	711,000 円
副議長	645,000 円
議員	617,000 円
期末手当	
市長	(28年度支給割合)
副市長	3.25 月分
議長	(28年度支給割合)
副議長	3.25 月分
退職手当	
	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
市長	給料月額×在職月数×0.58 31,681,920 (任期ごと)
副市長	給料月額×在職月数×0.33 13,970,880 (任期ごと)

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(10) 公営企業職員の状況

ア 上下水道事業

(7) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 13,371,392	千円 2,423,526	千円 1,675,484	% 12.5	% 12.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
28年度	199	千円 778,070	千円 148,226	千円 298,324	千円 1,224,618	千円 6,154

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

(4) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
41.8 歳	399,025 円	543,866 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（28年度）	1,600 千円	
(28年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.7 月分	
(1.45) 月分	(0.80) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%（市と同じ）	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成29年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2～20%の割増（市と同じ）)	
1人当たり平均支給額	0 千円	21,480 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

c 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）			3,219 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）			24,952 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）			64.8 %
手当の種類（手当数）			9
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
交代制勤務手当	浄水場において交代制勤務に従事した職員		日額 400円
有害物取扱手当	水質管理センターにおいて有害化学物質等を取扱う業務に従事した職員（管理職手当を支給される職員を除く。）		日額 270円
滞納整理手当	料金の滞納整理業務に従事した職員（管理職手当を支給される職員を除く。）		日額 400円
土地買収等交渉手当	土地、家屋その他の物件の移転、買収若しくは補償又は土地境界査定のための現地における直接交渉（国、地方公共団体その他別に定める者との交渉を除く。）に従事した職員		日額 300円
高所作業手当	地上又は水面上30メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事した職員		日額 240円 (作業時間4時間未満の場合は、150円)
	地上又は水面上10メートル以上30メートル未満の足場の不安定な箇所で作業に従事した職員		日額 190円 (作業時間4時間未満の場合は、100円)

坑内作業手当	トンネルの坑内でトンネルの掘削作業又は工事の監督、検査等の作業に従事した職員	圧搾空気内で行われた作業に従事した職員	1時間 160円
		その他の作業に従事した職員	日額 360円 (作業時間4時間未満の場合は、210円)
現場作業手当	浄水施設の工事若しくは維持管理の作業、配給水管等の工事若しくは維持管理の作業、応急給水作業又は量水器の修理点検の作業に従事した職員(緊急作業手当が支給される職員を除く。)	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この表において同じ。)に行われる作業に従事した職員	日額 570円
		正規の勤務時間以外(深夜を除く。)に行われる作業に従事した職員	日額 290円
		その他の時間に行われる作業に従事した職員	日額 230円
緊急作業手当	災害又は予測し難い事故の発生により緊急に処理する必要が生じたことにより正規の勤務時間以外に行われる作業等に従事した職員	深夜に行われる作業等に従事した職員	日額 1,060円
		正規の勤務時間以外(深夜を除く。)に行われる作業等に従事した職員	日額 880円
下水道業務手当	下水道施設管理課に勤務し下水道業務に直接従事した職員	下水道の維持管理業務又は当該業務計画書の作成のための実地調査に従事した職員	日額 410円
		水質検査業務に従事する職員	日額 270円

d 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	65,997 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	363 千円
支給実績(27年度決算)	64,950 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	359 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

e その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	市と同じ			24,780 千円	227,335 円
住居手当	市と同じ			13,853 千円	282,696 円
通勤手当	市と同じ			11,714 千円	67,710 円
単身赴任手当	市と同じ			576 千円	192,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務(25/100)	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	市と同じ			155 千円	22,143 円
管理職手当	市と同じ			10,734 千円	894,500 円
宿日直手当	勤務1回 11,900円	異なる	勤務1回あたりの単価が異なる	4,344 千円	310,250 円
寒冷地手当	市と同じ			12,932 千円	71,843 円

イ 病院事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 3,956,933	千円 △ 123,635	千円 2,131,914	% 53.9	% 52.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・奨励手当	計 B	
28年度	213	千円 797,808	千円 356,389	千円 308,209	千円 1,462,406	千円 6,866

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	46.5 歳	492,840 円	1,456,044 円
看護師	36.1 歳	292,606 円	449,899 円
事務職員	43.3 歳	341,458 円	516,042 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

盛岡市			
1人当たり平均支給額（28年度）			
1,451 千円			
(27年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.73 月分		
(1.45) 月分	(0.80) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%（市と同じ）			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成29年4月1日現在）

盛岡市			
(基本額)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	32.830 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	41.325 月分	49.59 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置		
	(2～20%の割増)		
1人当たり平均支給額	2,038 千円	24,555 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

c 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		84,033 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		454,236 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		91.5 %	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
医事薬事業務手当	診療，病理細菌の検査若しくは研究又は薬事の試験等に従事する医師，歯科医師及び薬剤師		<ul style="list-style-type: none"> ○医師及び歯科医師 <ul style="list-style-type: none"> ・基本額 給料月額100分の20を乗じた額に1万2,000円を加算した額 ・役付職員加算額 副院長 5万円 診療部長 4万円 手術部長，医療支援部長，地域医療連携室長，科長及び医長 2万円 ・経験年数加算額 経験年数に応じ，11万5,000円以内の額 ・当直等診療加算額 副院長，診療部長，手術部長，医療支援部長及び地域医療連携室長 宿日直及び深夜診療の時間1時間につき 2,000円以内の額 ただし，16万5,000円から役付加算額及び経験年数加算額を減じた額を限度 ○薬剤師 <ul style="list-style-type: none"> 薬剤部長 2万4,000円 その他の職 1万3,000円
病院勤務手当	病院に勤務する職員（医事薬事業務手当の支給を受ける職員を除く。）		<ul style="list-style-type: none"> ○普通手当（勤務1月につき次の額） <ul style="list-style-type: none"> ・看護部長，副看護部長及び看護師長 5,300円 ・臨床検査副主幹，臨床検査主査，主任臨床検査技師，臨床検査技師，放射線副主幹，放射線主査，主任診療放射線技師及び診療放射線技師 7,800円 ・看護師長補佐，主任看護師，看護師，准看護師，理学療法主査，主任理学療法士，理学療法士，主任作業療法士，作業療法士，主任視能訓練士，視能訓練士，主任言語聴覚士，言語聴覚士，歯科衛生主査，主任歯科衛生士及び歯科衛生士 4,700円 (変則勤務職員にあつては，7,000円) ・看護の補助的業務に従事する職員 3,400円 ・栄養主査，主任栄養士及び栄養士 1,900円 ○特別手当 精神病棟又は感染症の患者が入院している病棟における勤務1月につき3,100円
夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）において看護等の業務に従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> 勤務1回につき次の額 <ul style="list-style-type: none"> ・深夜における勤務時間が4時間以上の場合 3,300円 ・深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円 ・深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円 (交通機関使用の場合は，加算措置あり)

地域医療活動手当	<p>地域医療活動に従事する医師，歯科医師及び薬剤師</p> <p>地域医療活動とは，市立病院が委託契約等を締結して行う次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医 ・ 産業医 ・ 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師 ・ 市町村検診医 ・ その他委託契約等を締結したもの 	<p>○医師及び歯科医師 対象数に応じ，勤務1回につき次の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50人未満 1万1,000円 ・ 50人以上100人未満 1万7,000円 ・ 100人以上150人未満 2万2,000円 ・ 150人以上200人未満 3万3,000円 ・ 200人以上300人未満 4万4,000円 ・ 300人以上 5万5,000円 <p>○薬剤師 勤務1回につき次の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤部長 1万1,000円 ・ 薬剤副主幹 7,900円 ・ その他の職員 7,500円
----------	---	---

d 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	84,198 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	423 千円
支給実績（27年度決算）	97,798 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	491 千円

（注）時間外勤務手当には，休日勤務手当を含みます。

e その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
初任給調整手当	市と同じ			66,376 千円	3,017,104 円
扶養手当	市と同じ			15,698 千円	180,446 円
地域手当	市と同じ			21,839 千円	909,987 円
住居手当	市と同じ			15,166 千円	291,658 円
通勤手当	市と同じ			10,312 千円	53,711 円
休日勤務手当	市と同じ			3,601 千円	163,684 円
夜間勤務手当	市と同じ			13,408 千円	142,646 円
管理職手当	市と同じ			3,894 千円	778,800 円
宿日直手当	市と同じ			9,512 千円	279,779 円
寒冷地手当	市と同じ			12,781 千円	62,348 円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	勤務時間の割り振り
1週につき38時間45分、1日につき7時間45分	午前8時30分から午後5時15分まで

- (注) 1 勤務時間には休憩時間は除きます。
2 勤務時間の割り振りは、勤務場所や職種により異なります。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成28年1月1日～平成28年12月31日）

平均取得日数	10.6日
--------	-------

(3) 育児休業等の取得状況（28年度）

区分	育児休業			部分休業		
	男性	女性	計	男性	女性	計
人数	2	50	52	0	10	10

(4) 介護休暇の取得状況（28年度）

区分	男性	女性	計
人数	0	0	0

(5) 時間外勤務の状況（28年度）

総時間数	一人あたりの時間数
341,005	167.4

5 分限処分及び懲戒処分の状況（28年度）

区分	分限処分				懲戒処分				
	休職	降任	免職	計	戒告	減給	停職	免職	計
人数	29	0	0	29	0	0	0	1	1

6 サービスの状況

(1) 営利企業等従事の許可状況（28年度）

区分	件数	主な内容
営利企業等の役員を兼ねること	2	他の団体の役員
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	38	農業、不動産の賃貸等
報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること	11	大学非常勤講師、検診診断員等
計	51	

7 退職管理の状況

平成28年度退職者における再就職の状況

対象者	人数
(1) 課長級以上の地位にあった者	9人
【参考】課長級以上の退職者数	28人
(2) 盛岡市立高等学校の校長及び盛岡市立学校（盛岡市立学校に関する条例第2条及び第3条に規定する学校）の校長	2人
【参考】盛岡市立高等学校の校長及び盛岡市立学校（盛岡市立学校に関する条例第2条及び第3条に規定する学校）の校長の退職者数	17人

(注) 再就職:営利企業などへの再就職

8 研修の状況

(1) 研修の実施状況（28年度）

ア 市長部局（他の任命権者からの委任分を含む。）

研修名	実施回数	受講者数
一般（新採用職員研修等）	15	758
派遣（自治大学校等）	64	130
特別（交通安全講習会等）	22	1,799
合計	101	2,687

イ 上下水道局

研修名	実施回数	受講者数
派遣研修	97	189
上下水道局新任職員研修	1	16
上下水道局技術継承研修	3	42
上下水道業務報告会	3	181
上下水道局職員特別研修	1	32
上下水道局視察研修	2	6

ウ 市立病院

研修名	実施回数	受講者数
企業職員研修	19	1,300
派遣研修	179	268

エ 教育委員会

研修名	実施回数	受講者数
新採用及び異動職員研修	2	30
災害対応研修	1	13
学校等職員研修	1	33
学校等職員実技研修	1	20
コンプライアンス研修	3	54
教育相談研修	1	45
小論文研修	1	45

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（28年度）

区分	定期健康診断 (胸部・循環器系)	特殊健康診断 (深夜業務従事職員検 診等)	特別健康診断 (胃部検診, 女性職 員検診, VDT検診等)	計
実施回数	2	3	11	16
受診者数	2,408	195	7,817	10,420

(2) 福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条において職員の福利厚生の計画を樹立し実施することが義務付けられており、本市では、盛岡市職員互助会及び盛岡市上下水道局職員互助会で保健事業など各種福利厚生事業を行っています。

盛岡市職員互助会（平成29年4月1日現在会員数1,960名）及び盛岡市上下水道局職員互助会（平成29年4月1日現在会員数201名）は、掛金、補助金及び手数料収入を財源に事業を実施しています。

また、県内の市町村職員を会員とする（一財）岩手県市町村職員健康福利機構に加入しています。

ア 盛岡市職員互助会の主な事業

(7) 貸付事業

(イ) 給付事業（入学・卒業祝金、永年勤続祝金、療養見舞金、弔慰金）

(ロ) 保健事業（人間ドック利用助成事業、県健康福利機構ライフプラン等参加助成事業）

(ハ) その他の事業（保養施設等利用助成事業、保険取扱事業、各種厚生事業）

イ 財源内訳（平成28年度決算額）

掛金	補助金	手数料等収入	計
8,998,183 円 (39.9%)	0 円 (0.0%)	13,573,318 円 (60.1%)	22,571,501 円

ウ 盛岡市上下水道局職員互助会の主な事業及び事業内容

(7) 貸付事業

(イ) 給付事業（入学・卒業祝金、永年勤続祝金、療養見舞金、弔慰金）

(ロ) 保健事業（人間ドック利用助成事業、県健康福利機構ライフプラン等参加助成事業）

(ハ) その他の事業（保養施設等利用助成事業、保険取扱事業、各種厚生事業）

エ 盛岡市上下水道局職員互助会の財源内訳（平成28年度決算額）

掛金	補助金	手数料等収入	計
2,400,000 円 (65.5%)	0 円 (0.0%)	1,266,000 円 (34.5%)	3,666,000 円

(3) 公務災害及び通勤災害の認定状況（28年度）

区分	公務災害	通勤災害	計
件数	16	1	17

第2 公平委員会の業務の状況

- | | |
|---------------------------|------|
| 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（28年度） | 該当なし |
| 2 不利益な処分に関する審査請求の状況（28年度） | 該当なし |